（互選議員の選挙執行規定）

第13条　　この規定に定めるもののほか互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

（附 則）

１．第１４条の規約を第１３条に変更し、認可の日から施行し、平成１５年4月１日から適用とする。